

1 令和5年労働争議の概況

(1) 労働争議の種類別の状況

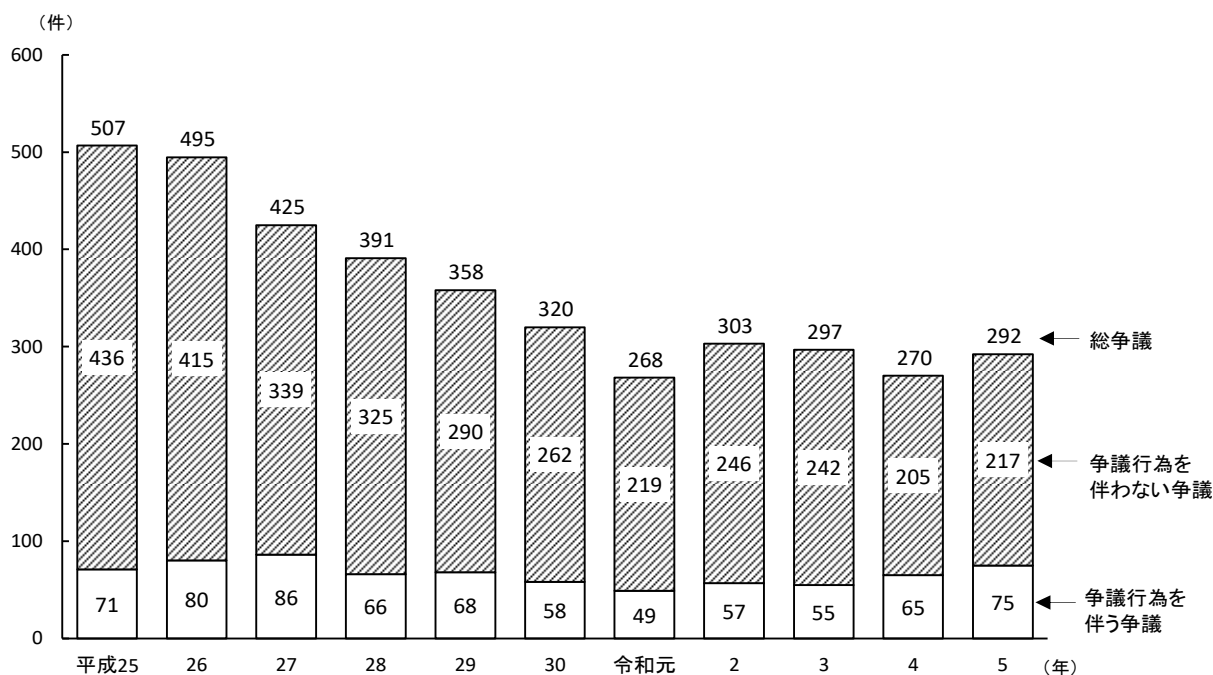
令和5年の労働争議の状況をみると、「総争議」の件数は292件、総参加人員は101,253人となっており、前年に比べ、件数は22件（8.1%）増、総参加人員は47,734人（89.2%）増となった。「総争議」の件数は長期的には減少傾向で推移してきたが、令和元年以降は横這い圏内で推移している。

「争議行為を伴う争議」の件数は75件、行為参加人員は8,414人となっており、前年に比べ、件数は10件（15.4%）増、行為参加人員は1,967人（30.5%）増となった。（第1表、第1図）

第1表 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移

年 次	総 争 議		争 議 行 為 を 伴 う 争 議			争議行為を伴わない争議	
	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	行為参加人員	件 数	総参加人員
令和元年	268	105,340	49	57,345	17,763	219	47,995
2	303	57,426	57	32,436	6,013	246	24,990
3	297	60,389	55	38,540	7,858	242	21,849
4	270	53,519	65	37,881	6,447	205	15,638
5	292	101,253	75	80,300	8,414	217	20,953
令和5年の 対前年増減数 (件・人)	22	47,734	10	42,419	1,967	12	5,315
令和5年の 対前年増減率 (%)	8.1	89.2	15.4	112.0	30.5	5.9	34.0

第1図 労働争議の種類別件数の推移



(2) 争議行為を伴う争議の状況

ア 産業別の状況

令和5年の「争議行為を伴う争議」を産業別にみると、件数は「医療、福祉」28件が最も多く、次いで「情報通信業」14件、「運輸業、郵便業」10件であった。

行為参加人員は「医療、福祉」5,442人が最も多く、次いで「製造業」1,102人、「卸売業、小売業」932人であった。

労働損失日数は「運輸業、郵便業」1,274日が最も多く、次いで「卸売業、小売業」931日、「製造業」607日であった。（第2表）

第2表 産業別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

令和5年								
産 業 ¹⁾	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件 数	行為参加 人員	労働損失 日数	件 数	行為参加 人員	労働損失 日数	件 数	行為参加 人員
	件 数	人 数	日 数	件 数	人 数	日 数	件 数	人 数
計	75 (65)	8,414 (6,447)	3,652 (1,789)	39 (33)	2,157 (744)	3,652 (1,789)	52 (48)	6,583 (5,872)
農業、林業、漁業	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
鉱業、採石業、砂利採取業	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
建設業	1 (－)	3 (－)	3 (－)	1 (－)	3 (－)	3 (－)	－ (－)	－ (－)
製造業	7 (11)	1,102 (748)	607 (470)	5 (8)	483 (390)	607 (470)	5 (7)	867 (510)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (1)	130 (160)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1 (1)	130 (160)
情報通信業	14 (13)	330 (307)	79 (177)	5 (7)	43 (37)	79 (177)	12 (10)	287 (273)
運輸業、郵便業	10 (6)	312 (140)	1,274 (859)	7 (6)	245 (122)	1,274 (859)	3 (1)	67 (18)
卸売業、小売業	3 (3)	932 (17)	931 (12)	2 (2)	931 (12)	931 (12)	1 (1)	1 (5)
金融業、保険業	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
不動産業、物品賃貸業	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
学術研究、専門・技術サービス業	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
宿泊業、飲食サービス業	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
生活関連サービス業、娯楽業	1 (－)	1 (－)	4 (－)	1 (－)	1 (－)	4 (－)	－ (－)	－ (－)
教育、学習支援業	6 (7)	95 (71)	304 (112)	5 (3)	80 (31)	304 (112)	4 (7)	72 (52)
医療、福祉	28 (22)	5,442 (4,983)	382 (139)	10 (6)	305 (132)	382 (139)	24 (20)	5,153 (4,853)
複合サービス事業	1 (－)	17 (－)	17 (－)	1 (－)	17 (－)	17 (－)	－ (－)	－ (－)
サービス業（他に分類されないもの）	3 (2)	50 (21)	51 (20)	2 (1)	49 (20)	51 (20)	2 (1)	6 (1)
公務（他に分類されるものを除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
分類不能の産業	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

注：（ ）内は、令和4年の数値である。

- 1) 産業は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている事業所又は企業の産業を示し、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類に基づき、その主要生産品名又は事業の内容により決定する。
「分類不能の産業」とは、1組合が複数企業の労働者で組織されており、それぞれの企業の主要生産品名又は事業の内容が異なる場合など、産業分類が特定できないものをいう。
- 2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほか「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

イ 企業規模別（民営企業）の状況

令和5年の民営企業における「争議行為を伴う争議」をみると、争議行為を伴う争議のあった企業数[延べ数]は181企業、行為参加人員は8,414人、労働損失日数は3,652日であった。

企業規模別にみると、企業数[延べ数]は「300～999人」、行為参加人員及び労働損失日数は「1,000人以上」で最も多くなっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民営企業）争議行為を伴う争議の企業数、行為参加人員及び労働損失日数

令和5年								
企業規模 ¹⁾	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	企業数 ³⁾ [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員
計	181 (146)	8,414 (6,447)	3,652 (1,789)	80 (60)	2,157 (744)	3,652 (1,789)	131 (112)	6,583 (5,872)
1,000人以上	47 (43)	3,348 (2,477)	2,535 (1,225)	25 (21)	1,353 (271)	2,535 (1,225)	30 (32)	2,013 (2,271)
300～999人	48 (34)	1,762 (777)	399 (93)	21 (15)	242 (93)	399 (93)	35 (25)	1,625 (686)
100～299人	35 (34)	718 (741)	424 (435)	18 (19)	312 (344)	424 (435)	23 (24)	479 (499)
99人以下	29 (16)	322 (151)	265 (23)	13 (3)	221 (23)	265 (23)	22 (13)	217 (128)
その他	22 (19)	2,264 (2,301)	29 (13)	3 (2)	29 (13)	29 (13)	21 (18)	2,249 (2,288)

注： 1 組合が複数企業の労働者で組織されている合同労組については、1 合同労組を1 企業として計上し、企業規模別には、1 つの企業のみを相手に交渉をしている場合には、当該企業の企業規模により計上し、複数企業を相手に交渉をしている場合には、「その他」に計上している。
()内は、令和4年の数値である。
1) 企業規模は、企業の全常用労働者数による。
2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。
3) 企業数[延べ数]は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている企業を集計したものである。
なお、1 件の争議でも複数企業に及ぶもの（企業外連合）は、争議の対象となったすべての企業について、企業規模別に計上し、1 企業において複数の争議があった場合は、争議ごとに計上して集計している。

ウ 主要団体別の状況

令和5年の「争議行為を伴う争議」について加盟している主要団体別に件数、行為参加人員、労働損失日数をみると、「連合」は11件、1,122人、1,268日、「全労連」は40件、6,937人、981日、「全労協」は2件、9人、10日であった（第4表）。

第4表 主要団体別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

令和5年								
主要団体	争議行為を伴う争議 ³⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員
計 ¹⁾	75 (65)	8,414 (6,447)	3,652 (1,789)	39 (33)	2,157 (744)	3,652 (1,789)	52 (48)	6,583 (5,872)
連合	11 (5)	1,122 (72)	1,268 (126)	8 (4)	1,040 (38)	1,268 (126)	7 (5)	141 (48)
全労連	40 (37)	6,937 (6,065)	981 (603)	16 (15)	847 (523)	981 (603)	32 (30)	6,352 (5,694)
全労協	2 (3)	9 (40)	10 (21)	1 (2)	8 (21)	10 (21)	2 (2)	6 (19)
その他 ²⁾	22 (21)	346 (289)	1,393 (1,040)	14 (13)	262 (163)	1,393 (1,040)	11 (12)	84 (129)

注： ()内は、令和4年の数値である。
1) 複数の団体に重複加盟している労働組合があるため、件数、行為参加人員、労働損失日数の計とそれぞれの加盟主要団体の数値の合計とは必ずしも一致しない。
2) 「その他」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない労働組合をいう。
3) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

(3) 労働争議の主要要求事項別の状況

令和5年の「総争議」の件数を要求事項別（複数回答。主要要求事項を2つまで集計）にみると、「賃金」に関する事項が157件（総争議件数の53.8%）と最も多く、次いで「経営・雇用・人事」に関する事項が118件（同40.4%）、「組合保障及び労働協約」に関する事項が88件（同30.1%）であった（第5表）。

第5表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

主要要求事項	総 争 議					
	件 数				構成比	
	令和5年	対前年差		令和4年	令和5年	令和4年
		件	増減率			
	件	件	%	件	%	%
計 ¹⁾	292	22	8.1	270	100.0	100.0
組合保障及び労働協約²⁾	88	△ 15	△ 14.6	103	30.1	38.1
組合保障及び組合活動	81	△ 16	△ 16.5	97	27.7	35.9
労働協約の締結、改訂及び効力	11	△ 1	△ 8.3	12	3.8	4.4
賃金²⁾	157	18	12.9	139	53.8	51.5
賃金制度	20	10	100.0	10	6.8	3.7
賃金額（基本給・諸手当）の改定	61	3	5.2	58	20.9	21.5
賃金額（賞与・一時金）の改定	51	12	30.8	39	17.5	14.4
個別組合員の賃金額	8	2	33.3	6	2.7	2.2
退職金（退職年金を含む）	7	0	0.0	7	2.4	2.6
その他の賃金に関する事項	40	△ 2	△ 4.8	42	13.7	15.6
賃金以外の労働条件²⁾	38	0	0.0	38	13.0	14.1
所定内労働時間の変更	3	2	200.0	1	1.0	0.4
所定外・休日労働	3	1	50.0	2	1.0	0.7
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	－	△ 8	△ 100.0	8	－	3.0
その他の労働時間に関する事項	6	△ 1	△ 14.3	7	2.1	2.6
育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度・介護休暇制度	1	0	0.0	1	0.3	0.4
教育訓練	－	△ 1	△ 100.0	1	－	0.4
職場環境・健康管理	23	5	27.8	18	7.9	6.7
福利厚生	2	0	0.0	2	0.7	0.7
経営・雇用・人事²⁾	118	20	20.4	98	40.4	36.3
解雇反対・被解雇者の復職	57	10	21.3	47	19.5	17.4
事業の休廃止・合理化	5	1	25.0	4	1.7	1.5
人事考課制度（慣行的制度を含む）	7	△ 1	△ 12.5	8	2.4	3.0
要員計画・採用計画	4	3	300.0	1	1.4	0.4
配置転換・出向	11	△ 1	△ 8.3	12	3.8	4.4
希望退職者の募集・解雇	3	△ 3	△ 50.0	6	1.0	2.2
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	7	△ 1	△ 12.5	8	2.4	3.0
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	－	－	...	－	－	－
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	4	△ 1	△ 20.0	5	1.4	1.9
その他の経営及び人事に関する事項	23	8	53.3	15	7.9	5.6
その他	4	△ 3	△ 42.9	7	1.4	2.6

注：主要要求事項の具体的内容については、「主要要求事項の具体的内容例」を参照されたい。

1) 1 労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。

2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分内の事項の件数の合計とは必ずしも一致しない。

(4) 労働争議の解決状況

ア 解決方法別の状況

令和5年の「総争議」292件のうち、令和5年中に「解決又は解決扱い」になった件数は221件（総争議件数の75.7%）となっており、「翌年への繰越」は71件（同24.3%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が63件（解決又は解決扱い件数の28.5%）、「第三者関与による解決」が70件（同31.7%）、「その他（解決扱い）」が88件（同39.8%）であった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が66件（同29.9%）で最も多かった。（第6表）

第6表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は 解決扱い	労使直接交渉 による解決		第三者 関与に よる解決	労働委員 会関与				その他 ²⁾ (解決 扱い)	翌年 への 繰越
			第三者 ¹⁾ 関与あり								
				あっせん		調停	仲裁				
件数(件)											
令和元年	268	208	45	26	62	62	59	3	-	101	60
2	303	248	61	37	79	79	78	1	-	108	55
3	297	223	63	37	77	77	76	1	-	83	74
4	270	206	54	23	68	68	66	2	-	84	64
5	292	221	63	28	70	70	66	4	-	88	71
構成比(%)											
令和元年	100.0	77.6 (100.0)	(21.6)	(12.5)	(29.8)	(29.8)	(28.4)	(1.4)	(-)	(48.6)	22.4
2	100.0	81.8 (100.0)	(24.6)	(14.9)	(31.9)	(31.9)	(31.5)	(0.4)	(-)	(43.5)	18.2
3	100.0	75.1 (100.0)	(28.3)	(16.6)	(34.5)	(34.5)	(34.1)	(0.4)	(-)	(37.2)	24.9
4	100.0	76.3 (100.0)	(26.2)	(11.2)	(33.0)	(33.0)	(32.0)	(1.0)	(-)	(40.8)	23.7
5	100.0	75.7 (100.0)	(28.5)	(12.7)	(31.7)	(31.7)	(29.9)	(1.8)	(-)	(39.8)	24.3

注：（ ）内は、「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。
1) 「労使直接交渉による解決」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
2) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議（本調査では、第三者関与による解決に含まれない。）、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等が含まれる。

イ 労働争議継続期間別の状況

労働争議の解決状況を労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、「30日以内」が69件（解決件数の31.2%）と最も多く、次いで「91日以上」が67件（同30.3%）、「61日～90日」が49件（同22.2%）、「31日～60日」が36件（同16.3%）であった（第7表）。

第7表 労働争議継続期間別解決件数及び構成比

令和5年									
	計	30日以内					31～60日	61～90日	91日以上
			1～5日	6～10日	11～20日	21～30日			
解決件数(件)	221 (206)	69 (50)	14 (9)	8 (10)	23 (13)	24 (18)	36 (40)	49 (39)	67 (77)
構成比(%)	100.0 (100.0)	31.2 (24.3)	6.3 (4.4)	3.6 (4.9)	10.4 (6.3)	10.9 (8.7)	16.3 (19.4)	22.2 (18.9)	30.3 (37.4)

注：（ ）内は、令和4年の数値である。

2 春季賃上げ争議の状況

(1) 労働争議の種類別の状況

令和5年の春季賃上げ争議（2～5月に発生し、主要要求事項に「賃金額（基本給・諸手当）の改定」を含む労働争議をいう。）の「総争議」の件数は32件、総参加人員は48,822人となっており、前年に比べ、件数は2件（6.7%）増、総参加人員は26,671人（120.4%）増となった。

このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は26件、行為参加人員は3,999人となっており、前年に比べ、件数は3件（13.0%）増、行為参加人員は784人（24.4%）増となった。（第8表）

第8表 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移（春季賃上げ争議）

年 次	総 争 議		争 議 行 為 を 伴 う 争 議			争議行為を伴わない争議	
	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	行為参加人員	件 数	総参加人員
令和元年	20	37,855	16	33,363	12,057	4	4,492
2	24	12,400	16	12,302	2,789	8	98
3	30	20,089	22	20,051	5,278	8	38
4	30	22,151	23	17,563	3,215	7	4,588
5	32	48,822	26	44,734	3,999	6	4,088
令和5年の 対前年増減数 (件・人)	2	26,671	3	27,171	784	△ 1	△ 500
令和5年の 対前年増減率(%)	6.7	120.4	13.0	154.7	24.4	△ 14.3	△ 10.9

(2) 争議行為を伴う争議の状況

「争議行為を伴う争議」を行為形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」の件数は13件、行為参加人員は633人、労働損失日数は749日となっており、前年に比べ、件数は6件（85.7%）増、行為参加人員は199人（45.9%）増、労働損失日数は286日（61.8%）増となった。「半日未満の同盟罷業」の件数は18件、行為参加人員は3,628人となっており、前年に比べ、件数は4件（18.2%）減、行為参加人員は695人（23.7%）増となった。（第9表）

第9表 争議行為を伴う争議の行為形態別件数、参加人員及び労働損失日数の推移（春季賃上げ争議）

年 次	半日以上の同盟罷業			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
令和元年	8	4,959	6,727	14	6,232	1	1,080
2	9	546	546	11	2,344	-	-
3	12	350	356	16	5,028	-	-
4	7	434	463	22	2,933	-	-
5	13	633	749	18	3,628	-	-
令和5年の 対前年増減数 (件・人・日)	6	199	286	△ 4	695	-	-
令和5年の 対前年増減率(%)	85.7	45.9	61.8	△ 18.2	23.7	...	...